

～寄附金・義援金を支払った方へ～

確定申告書等作成コーナーをご利用ください！

個人の方が義援金等を支出した場合には、翌年に確定申告を行うことで、所得税が還付される場合があります。

毎年、確定申告期には多くの納税者の方が税務署に来られ、大変混雑します。

「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税務署に出向くことなく申告書を作成することができます。

ぜひご利用ください！

- ・確定申告には寄附金の領収書や受領書が必要になります。
- ・確定申告や寄附金控除に関する情報については国税庁ホームページをご覧ください。
- ・「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、申告書が作成できます。

確定申告 検索 

金額等を入力してね



作成が
終わったら

インターネットで送信！



国税電子申告・納税システム

e-Taxならこんなにいいこと

- ① 作成コーナーから電子申告
- ② 添付書類の提出省略
- ③ 還付金がスピーディー
- ④ 書面と比べて郵送料が不要

※e-Taxをご利用になる場合は、電子証明書を取得しICカードリーダライタを購入するなど事前の手続きが必要です。

印刷して郵送等で提出！



書面提出

申告書等のデータを印刷して、添付書類と一緒に郵送等で提出！